

補助金申請手続きの流れ

手 続 き	内 容	時 期
事前協議・申込み	補助額・補助要件、申請手続きなどについて、事前協議を行った上で申込書を提出してください。 ①補助事業申込書 ②既存住宅及び移転先住所の位置図 平生町建設課までお問い合わせください。	令和6年 7月16日(火) ～9月30日(月)
申請準備	各事業の申請書及び必要な添付書類の準備	令和6年10月 ～令和7年3月
補助金の交付申請	各事業の申請書及び必要な添付書類の提出	令和7年4月以降
補助金の交付決定	町から補助金の交付が決定したことを通知します。 交付決定通知書が届いてから除却、建設、購入に関する契約を結んでください。	申請後
除却、建設、購入の実施	工事完了報告が2月中にできるもの。	交付決定後
事業の完了報告	事業完了後、速やかに（かつ年度内）に完了報告書及び必要な添付書類を提出してください。	事業完了後
事業の審査及び補助金額の確定	町で事業が適正に実施されたかどうか審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額を確定させます。	
補助金の交付	町から指定された口座へ、補助金が振り込まれます。	